

区 長 各 位

地域集会所施設整備等補助金の活用について（周知）

地域集会所の屋根、壁、床などの改修や、エアコンの取替、照明器具のLED化等に対して補助金を利用できます！

地域集会所の増改築、改修（エアコンの取替や照明器具のLED化等）に補助が出ます。
補助率や上限金額は以下のとおりです。ぜひご利用ください。

希望がありましたら、まずはくらし人権課にご相談ください。

補助金を受けるためには、今年度（令和8年度）事業計画書を提出していただき、来年度（令和9年度）の工事実施となります。

1. 補助制度の概要

| | | |
|-----|---------------|-------|
| 増改築 | 補助率 | 1/3 |
| | 補助限度額 | 300万円 |
| 改修 | 補助率 | 1/3 |
| | 補助限度額 | 200万円 |
| | （耐震補強とセットの場合） | 300万円 |

2. 事業計画書の提出

(1) 提出期限：令和8年9月30日（水）

(2) 提出いただくもの

①事業計画書（別紙1の記載例を参照）

様式は、くらし人権課ホームページ内「地域集会所施設整備等事業補助金」から取得可。

②添付書類（別紙1の「添付書類について」を参照

(3) スケジュールは裏面を参照してください。

※雨漏り、エアコンの故障等、緊急対応が必要な場合は個別にご相談ください。

令和9年度 補助金の活用の流れ

① 事業計画書、関係書類一式の提出（令和8年9月末まで）

〈必要書類〉

- ・ 地域集会所施設整備等事業計画書
施設位置図、見積書、平面図、現況写真等関係書類一式を添付



内示・・・令和9年3月頃
事業計画書の内容を審査、予算要求した上で、実施していただける事業については、
市から交付申請書様式をお送りします。



② 交付申請書、関係書類一式の提出（令和9年4月以降）

〈必要書類〉

- ・ 地域集会所施設整備等事業補助金交付申請書
施設位置図、見積書（直近3ヶ月以内発行のもの）、平面図、現況写真等関係書類一式を添付



補助決定を通知
（原則、事業計画時の補助申請額が限度となりますのでご注意ください。）



③ 改修工事等の実施、支払

※必ず、交付決定通知書受領後に、工事請負契約を取り交わし、工事に着手してください。



④ 実績報告書、関係書類一式の提出（工事完了後速やかに提出）

〈必要書類〉

- ・ 地域集会所施設整備等事業実績報告書
完成写真、領収書又は振込金受取書の写し、契約書等関係書類一式を添付



補助確定を通知
請求書類等関係書類様式も併せて送付



⑤ 交付請求書の提出



補助金の交付

くらし人権課 くらしグループ 担当：水野・田中
電話：0572-22-1134 FAX：0572-25-7233
Mail：kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp